

国家外貨管理局

貨物貿易外貨収支の電子エビデンス審査を規範化することに関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

貨物貿易外貨収支業務の利便化をさらに推進するため、2016年9月28日、国家外貨管理局は「貨物貿易外貨収支の電子エビデンス審査を規範化することに関する通知」(匯発[2016]25号、以下「本通知」)を公布し、電子エビデンスによる貨物貿易外貨収支業務の取扱いを明確化しました。本通知は2016年11月1日より施行されます。

1. 政策の背景

近年、ペーパーレス化、電子化、インターネットの活用は行政改革における一つの方向性として注目されています。外貨管理においては、電子エビデンス審査が外貨収支業務利便化の重要施策とされ、各試行業務や各自貿区の金融改革で採用されています。2015年8月、国家外貨管理局は「『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』の発行に関する通知」(匯発[2015]36号)を公布、初めて経常項目下の外貨収支業務における電子エビデンス審査について言及しました。2015年12月から2016年4月にかけて、4つの自由貿易試験区においても外貨集中運営管理の際の電子エビデンス活用を支持する政策が打ち出されました。

そして今回、本通知の公布により、電子エビデンスの活用が全国範囲に拡大されました。貨物貿易の領域における外貨管理では2012年の改革以来、4年ぶりの利便化措置となります。

【図表1】電子エビデンス審査の関連政策

公布日	通知名称	主要内容
2015.08	「『多国籍会社外貨資金集中運営管理規定』の発行に関する通知」(匯発[2015]36号)	銀行は展業3原則(※)に基づき、電子エビデンスを審査、経常項目の外貨収支業務取扱いが可能
2015.12	「中国(上海)自由貿易試験区外貨管理改革試行実施細則をさらに推進することに関する通知」(上海匯発[2015]145号)	銀行は電子エビデンスの真実性及び合法性を審査 経常項目の外貨集中決済とネットینگ決済業務取扱い可能
2015.12	「中国人民銀行中国(福建)自由貿易試験区建設を金融支援することに関する指導意見」(銀發[2015]373号)	
2015.12	中国人民銀行中国(広東)自由貿易試験区建設を金融支援することに関する指導意見	
2015.12	「中国(天津)自由貿易試験区外貨管理改革試行実施を推進する細則」	

(※)展業三原則・・・顧客を理解する、業務を理解する、審査に責任を負う

2. 本通知の内容

(1)電子エビデンス審査による貨物貿易外貨収支業務の取扱い

銀行は展業3原則、貨物貿易外貨管理規定に基づき、企業の貨物貿易業務を取扱う際、条件に合致する企業であれば、紙ベースエビデンスだけでなく、電子エビデンス審査の選択も可能

電子エビデンス・・・企業が現行の法律法規に従い提供し、且つ銀行が認める・保存できる電子資料、例えば、契約書、発票(インボイス)、通関単(通関証明書)、運送単(運送書類)等商業文書の電子版を指す。

(2)電子エビデンスの活用を奨励

合法性と信用が良好である企業および銀行が電子エビデンス審査による貨物貿易外貨収支業務を取り扱うことを奨励(図表2ご参照)

【図表2:電子エビデンス審査利用の主な条件】

銀行が満たすべき条件	企業が満たすべき条件
①直近3年間に外貨管理規制年度査定がB類以上(B-を除く)であること(年度査定に参加しない場合、上級の査定参加行の査定を参照) ②内部リスクコントロール制度を有すること ③電子エビデンスを受取・保存できる技術的なプラットフォームあるいは手段を有し、その関連技術を通じ、電子エビデンスの転送・保存に関する完全性、安全性を保証できること	①貨物貿易分類結果がA類であり、営業許可証の取得から2年以上経過していること ②取扱銀行における外貨収支に関する合法性と信用が良好であること ③電子エビデンスの真実性、合法性を保証し、電子エビデンスを転送・保存できる技術を有すること ④銀行が要求するリスク管理条件を満たすこと

(3)銀行と企業の義務明確化

銀行側の義務

- ✓ 貨物貿易外貨管理規定に従い、企業が提出した電子エビデンスの真実性及び外貨収支業務との一致性を合理的に審査しなければならない
- ✓ 提出された電子エビデンスが取引の真実性及び外貨収支業務との一致性を証明できなければ、エビデンスの原本を提出させなければならない
- ✓ 紙ベースのエビデンスを審査する場合、現行の貨物貿易外貨管理規定に従わなければならない
- ✓ 適切な識別技術を用いて**提出された電子エビデンスの唯一性を確認し、エビデンスの重複利用を回避**しなければならない
- ✓ 毎年**不定期にエビデンス原本と電子エビデンスの一致性を検査**しなければならない
- ✓ 不正な**電子エビデンスの利用、重複利用を発見した場合、電子エビデンス審査の取扱を停止し**、所在地の国家外貨管理局分支機構まで報告しなければならない

企業側の義務

- ✓ 合法的且つ実際の取引に基づいた、エビデンス原本と一致する電子エビデンスを提出しなければならない
- ✓ 電子エビデンスが取引の真実性及び外貨収支業務との一致性を証明できないと判断された場合、銀行の要求に応じてエビデンス原本を提出しなければならない
- ✓ 検査に備えて、**電子エビデンスを5年間保存**しなければならない

(4)事後管理規範化

国家外貨管理局は電子エビデンス審査関連業務の検査に責任を負い、違法行為に対しては規定に基づいて処罰する

(5)三国間貿易にかかる外貨収支業務

三国間貿易については、リスクが高く、外貨管理の重点モニタリング対象であることから、本通知の適用対象外となる。また、多国籍企業外貨資金集中運営管理、自由貿易試験区における電子エビデンス審査においてその他の規定がある場合、その規定に従わなければならない

3. 企業への影響

本通知の公布によって、条件に合致している企業は電子エビデンスの利用が可能となり、外貨収支業務手続時の負荷が軽減されます。一方、本通知においては企業側と銀行側の義務も明確にしており、電子エビデンスの唯一性と真実性を確保できる体制の構築が必要になります。

今回の改革は貨物貿易にかかる外貨収支業務のみに適用され、サービス貿易、資本項目、人民元クロスボーダー取引等には適用されません。重点モニタリング対象となっている三国間貿易も適用対象外とされており、留意が必要です。

リスク管理を厳格化する一方、経済活性化を狙いとした行政改革が進んでおり、その他業務においても、ペーパーレス化や電子化などの利便化が段階的に進んでいくと期待されています。引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局 关于规范货物贸易外汇收支 电子单证审核的通知</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p>为进一步促进货物贸易外汇收支便利化，满足外汇指定银行（以下简称银行）和境内机构（以下简称企业）办理外汇业务的电子化需求，国家外汇管理局制定了《货物贸易外汇收支电子单证审核指引》（以下简称《指引》，见附件），现印发你们，请遵照执行，并就有关事宜通知如下：</p> <p>一、自2016年11月1日起，按照现行货物贸易外汇管理规定和《指引》要求，银行为符合条件的企业办理货物贸易外汇收支时，可以审核其电子单证。</p> <p>二、国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局（支局）、地方性商业银行及外资银行。各中资银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。执行过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>附件：货物贸易外汇收支电子单证审核指引 国家外汇管理局 2016年9月28日</p> <p>附件 货物贸易外汇收支电子单证审核指引</p> <p>第一条 为促进货物贸易外汇收支业务便利化，提升外汇指定银行（以下简称银行）和境内机构（以下简称企业）业务办理效率，以交易真实、业务合规和风险可控为原则，根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《国家外汇管理局关于印发货物贸易外汇管理法规有关问题的通知》（汇发[2012]38号）等文件规定，制订</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局 貨物貿易外貨収支の電子エビデンス審査を 規範化することに関する通知</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部，深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局</p> <p>貨物貿易外貨収支の利便化をさらに促進し、外貨指定銀行（以下、銀行）と域内機構（以下、企業）の外貨業務電子化ニーズを満たすため、国家外貨管理局は「貨物貿易外貨収支電子単証審査マニュアル」（以下、マニュアル 添付資料ご参照）を制定し、ここに発行する。遵守の上、執行すること。併せて、関連事項を以下の通り通知する</p> <p>一、2016年11月1日より、現行の貨物貿易外貨管理規定とマニュアルの要求に基づき、銀行は条件に合致している企業のために貨物貿易外貨収支を取扱う際、その電子エビデンスを審査することができる。</p> <p>二、国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知を受領後、遅滞なく、管轄内のセンター支局（支局）、地方性商業銀行、および外資銀行へ転送しなければならない。各中資銀行は本通知を受領後、遅滞なく下部分支機構へ転送しなければならない。実施中に問題があった場合、遅滞無く国家外貨管理局までフィードバックすること。</p> <p>添付資料：貨物貿易外貨収支電子エビデンス審査マニュアル 国家外貨管理局 2016年9月28日</p> <p>添付資料 貨物貿易外貨収支電子エビデンス審査マニュアル</p> <p>第一条 貨物貿易外貨収支業務の利便化を促進し、外貨指定銀行（以下、銀行）と域内機構（以下、企業）の外貨業務効率を向上させるため、取引の真実性や業務の合法性及びリスク・コントロールが可能であることを原則とし、「中華人民共和国外貨管理条例」、「国家外貨管理局 貨物貿易外貨管理規制に関する問題」を發行することについての通知」（匯發[2012]38号）等の文書規定に基づき、本マニュアルを制定</p>

本指引。

第二条 銀行按照“了解客户、了解业务、尽职审查”的展业原则和现行货物贸易外汇管理规定，为符合条件的企业办理货物贸易外汇收支业务时，可以审核其纸质单证，也可以审核电子单证。电子单证是指企业提供的符合现行法律法规规定，且被银行认可并可以留存的电子形式的合同、发票、报关单、运输单据等有效凭证和商业单据，其形式包括系统自动生成的电子单证、纸质单证电子扫描件等。

第三条 銀行以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务，应当具备下列条件：

(一) 经办銀行应为近三年执行外汇管理规定年度考核B(不含B-)类及以上的銀行；经办銀行未直接参与考核的，应以其上一级参与考核分行的考核等级为准；

(二) 具有完善的风险防范内控制度；

(三) 具备接收、储存电子单证的技术平台或手段，且相关技术能够保证传输、储存电子单证的完整性、安全性。

第四条 銀行应建立相应的内控制度，根据风险程度，确定以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务的条件和要求，在对企业充分了解的情况下，自主审慎选择进行电子单证审核的企业，以确保业务办理的真实性和合规性。

第五条 企业以提交电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务，应当至少具备下列条件：

(一) 货物贸易分类结果应为A类，且取得营业执照满2年；

(二) 在经办銀行办理外汇收支的合规性和信用记录良好；

(三) 保证提交电子单证的真实、合法、完整，

する。

第二条 銀行は「顧客を理解する、業務を理解する、審査に責任を負う」という展業3原則と現行の貨物貿易外貨管理規定に基づき、条件に合致する企業のために貨物貿易業務を取扱う際、紙ベースエビデンスを審査することができる。また、電子エビデンスを審査することもできる。電子エビデンスは企業が提供した、現行の法律法規に従い、且つ銀行が認め、保存できる電子形式の契約、發票(インボイス)、通関単(通関証明書)、運送単(運送書類)などの有効なエビデンスと商業文書を指し、その形式はシステムより自動作成した電子文書、紙ベース文書のスキャン文書などを含む。

第三条 銀行は電子エビデンスの審査を以って貨物貿易外貨収支業務を取扱う際、以下の条件を満たさなければならない

(一) 取扱銀行は直近3年間に外貨管理規程年度査定がB類以上(B-を除く)であること。取扱銀行が年度査定に直接参加していない場合、その上級の査定参加行の査定等級を参照する

(二) 完備した内部リスクコントロール制度を有すること

(三) 電子エビデンスを受取・保存できる技術プラットフォームあるいは手段を有し、かつ関連技術を通じ、電子エビデンスの転送・保存の完備性と安全性を保障できること

第四条 銀行が内部リスクコントロール制度を構築し、リスク等級より、電子エビデンスで貨物貿易外貨収支業を取り扱う条件及び要求を確定し、企業を十分に理解した上、自主的に電子エビデンス審査の企業を選択し、業務処理の真实性、合法性を確保する

第五条 企業が電子エビデンスの提出を以って貨物貿易外貨収支業務を取扱う際、少なくとも以下の条件を満たさなければならない

(一) 貨物貿易分類結果がA類であり、営業許可証を取得して2年間以上

(二) 取扱銀行における外貨収支手続の合法性と信用が良好

(三) 提出した電子エビデンスの真实性、合法性、完備性の

并具备发送、储存电子单证的技术条件；
(四) 银行出于风险管控要求的其他条件。

第六条 银行以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务，应当遵循的要求包括但不限于：

(一) 按照货物贸易外汇管理规定，对企业提交电子单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查；企业提交的电子单证无法证明交易真实合法或与其申请办理的外汇收支不一致的，银行应要求企业提交原始交易单证及其他相关证明材料；审查完毕后，应留存审查后的单证备查；银行审核纸质原始交易单证的，应按照现行货物贸易外汇管理规定进行签注和留存；

(二) 应采取必要的技术识别等手段，确保企业提交电子单证的唯一性，避免同一电子单证以及与其相应的纸质单证被重复使用；

(三) 应完整储存证明企业交易真实、合法的电子单证等相关信息，5年备查；

(四) 发现企业不符合使用电子单证办理业务条件的，应在为其办理业务时停止审核电子单证；

(五) 每年不定期抽查企业原始交易单证的真实性及其与相应电子单证的一致性。发现企业提交的电子单证不真实或重复使用电子单证的，应自发现之日起，为其办理业务时停止审核电子单证，同时报告所在地国家外汇管理局分支机构。

第七条 企业以提交电子单证方式办理货物贸易外汇收支业务，应当遵循的要求包括但不限于：

(一) 向银行提交的电子单证合法、真实、完整、清晰，与原始交易单证一致，且不得违规重复使用电子单证；

(二) 所提交的电子单证无法证明交易真实合

保証、電子エビデンスを保存する技術条件

(四) 銀行から出される、リスク管理要求関連のその他条件

第六条 銀行が電子エビデンスを以って貨物貿易外貨収支業務を取扱う際、以下の要求を遵守しなければならない

(一) 貨物貿易外貨管理規定に従い、企業が提出した電子エビデンスの真実性及び外貨収支との一致性に対し、合理的に審査しなければならない。企業が提出した電子エビデンスが取引の真実性、合法性及びその業務の外貨収支との一致性を証明できない場合、銀行は原取引エビデンスおよびその他関連証明資料の提出を要求しなければならない。審査した後、エビデンス検査に備え、エビデンスを保存しなければならない。銀行が紙ベースの取引エビデンスを審査する場合、現行の貨物貿易外貨管理規定に基づいて、意見を書き込み、保存する

(二) 必要な技術識別等の手段を採用し、企業が提出した電子エビデンスの唯一性を確保し、同一の電子あるいはその対応する紙ベースエビデンスの重複利用を回避する

(三) 企業の取引の真実性と合法性を証明できる電子エビデンス等の関連情報を検査に備え、5年間保存できるよう完備しなければならない

(四) 企業が電子エビデンス手続業務の使用条件に合致しない場合、その手続業務時に、電子エビデンスの取扱を停止しなければならない

(五) 毎年不定期に企業の原取引エビデンスの真実性以及び相応する電子エビデンスとの一致性を抜き打ち検査する。企業が提出した電子エビデンスが真実でない、あるいは重複使用している電子エビデンスであることを発見した場合、発見した日より、その手続業務時の電子エビデンス審査を停止し、同時に所在地の国家外貨管理局分支機構まで報告しなければならない。

第七条 企業が電子エビデンスの提出を以って貨物貿易外貨収支業務を取扱う際、以下の要求を遵守しなければならない

(一) 銀行に対し提出する電子エビデンスは、合法、かつ真実の、完備した、明確な、原取引エビデンスと一致し、違法に電子エビデンスの重複使用をしてはならない

(二) 企業が提出した電子エビデンスが取引の真実性、合

<p>法或与申请办理的外汇收支不一致的,应及时按银行要求提交原始交易单证及其他相关证明材料;</p> <p>(三)留存原始交易单证并储存相应电子单证5年备查。</p> <p>第八条 经办银行不满足第三条规定条件的,应自不满足条件之日起,自行停止为新企业以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支,直至重新满足条件。银行违反本指引规定受到行政处罚的,应暂停为新企业以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支1年。企业货物贸易分类结果降为B、C类的,自被降级之日起,停止以电子单证方式办理货物贸易外汇收支,直至重新满足第五条规定的条件。</p> <p>第九条 国家外汇管理局及其分支机构(以下简称外汇局)将定期或不定期针对银行和企业相关业务开展核查或检查。银行和企业应积极配合外汇局的监管工作,如实说明情况,并及时提供有关文件、资料及电子单证数据,不得拒绝、阻碍和隐瞒。</p> <p>第十条 银行和企业违反本指引规定的,由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关规定予以处罚。</p> <p>第十一条 离岸转手买卖外汇收支业务不适用本指引;跨国公司外汇资金集中运营管理、自由贸易试验区关于电子单证审核业务另有规定的,从其规定。</p> <p>第十二条 本指引由国家外汇管理局负责解释。</p>	<p>法性を証明できない、あるいはその申請した手続の外貨収支と一致しない場合、銀行の要求に基づいて、元々の取引エビデンスおよびその他関連証明資料を提出しなければならない</p> <p>(三)検査に備えて、原取引エビデンス、相応する電子エビデンスを5年間保存しなければならない</p> <p>第八条 取扱銀行が第三条の規定条件を満たさない場合、条件を満たさない日より、新たな企業のために電子エビデンス審査方式による貨物貿易外貨収支の取扱いを停止し、条件を満たすまで再開できない。銀行が本マニュアルに違反し、規定する行政処罰を受けた場合、新たな企業への電子エビデンス方式での貨物貿易外貨収支の取扱いを1年間停止させる。企業貨物貿易分類結果がB、Cまで下がった場合、ランクが下がった日より、第5条で規定する条件を満たすまで、電子エビデンス方式での貨物貿易外貨収支手続を停止する。</p> <p>第九条 国家外貨管理局及びその分支機構(以下、外貨管理局)が定期的あるいは不定期的に銀行と企業の関連業務に対し検査を実施する。銀行と企業は外貨管理局の監督管理業務に積極的に協力し、事実通りに状況を説明し、遅滞無く関連文書、資料及び電子データを提供しなければならない。</p> <p>第十条 銀行と企業が本マニュアルの規定に違反する場合、外貨管理局によって、「中華人民共和国外貨管理条例」等の関連規定に基づき、処罰する。</p> <p>第十一条 三国間貿易の外貨収支業務には本マニュアルを適用しない。多国籍企業外貨資金集中運営管理、自由貿易試験区の電子エビデンス審査業務においてその他の規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>第十二条 本マニュアルは国家外貨管理局が解釈に責任を負う。</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室